

## 東成区青少年指導員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱に基づき、東成区における青少年指導員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定数)

第2条 青少年指導員の定数は各連合の振興町会数と、連合数に2を乗じた数の合計とする。

### (業務)

第3条 青少年指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指導ルーム
- (2) 集団行動などの体験活動
- (3) ユースリーダー・地域指導者育成事業
- (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事業

### (選考会の設置)

第4条 青少年指導員の選考にあたっては、区に区選考会を、校下に校下選考会を設ける。

- 2 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区選考会に推薦を行う。
- 3 校下選考会は、校下社会福祉協議会、校下地域振興会、校下地域女性団体協議会、校下青少年指導員会、校下青少年福祉委員会、校下子供会、校下民生委員児童委員会、PTA、および学校等の代表者で構成する。
- 4 区選考会は、校下選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
- 5 区選考会は、東成区社会福祉協議会、東成区地域振興会、東成区地域女性団体協議会、東成区青少年指導員連絡協議会、東成区青少年福祉委員連絡協議会、東成区青年団体協議会、東成区子供会育成連合協議会、東成区民生委員児童委員協議会、東成区PTA協議会、東成区中学校校長会幹事、東成区小学校校長会幹事、および区長が必要と認めた者若干名で構成する。

### (選考基準)

第5条 青少年指導員は、青少年の健全育成に关心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても必要な場合、選考することができる。

- (2) 青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3) 年齢満 18 歳以上 50 歳未満の者。但し、区選考会において必要と認める場合は、年齢の上限を超えて 1 期に限り継続して選考することができる。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、東成区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は令和元年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 11 月 22 日から施行する。